

第58期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の個別注記表

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://group.nagawa.co.jp>）に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

株式会社ナガワ

連結注記表

1. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL
NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.

なお、当社の連結子会社であった鳥海建工株式会社は、2021年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社ホクイー
- ・持分法を適用していない理由 関連会社株式会社ホクイーは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため当該会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のPT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL及びNAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品・製品・仕掛品
- ・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）及び貸与資産のうち貸与ハウス並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

貸与資産	5～7年
建物及び構築物	15～38年

ロ. 無形固定資産及び長期前払費用（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

ハ. 少額減価償却資産（リース資産を除く）

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社及び連結子会社の従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき費用を見積り計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 当社の役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ニ. 関係会社整理損失引当金 関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 収益及び費用の計上基準 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ・ユニットハウス事業及びモジュール・システム建築事業
ユニットハウス事業においては、ユニットハウスの製造・販売・レンタル及びこれらに付帯する事務用機器・備品・電気製品の販売・レンタルを行っており、モジュール・システム建築事業においては、モジュール建築、システム建築の施工・販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。また、期間のごく短い工事及び一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。
 - ・建設機械レンタル事業
建設機械レンタル事業においては、建設機械の販売・レンタルを行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
- ロ. 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生した連結会計年度に一括して費用として処理しております。

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括して費用として処理しております。

なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

ハ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度の期首より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、期間のごく短い工事及び一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益に係る見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
売上高	3,303百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、当連結会計年度末までに進捗部分について履行義務の充足が認められる工事については、主として一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。

主として一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法により認識されるモジュール・システム建築は、比較的短期間で完成し事前に作業内容を定め協力業者からの見積書を入手し算定しておりますが、顧客の指図に応じて仕様や工事の作業内容が決められることから、工事原価総額の見積りは案件ごとに異なり工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事責任者による一定の判断を伴うものとなります。また、工事の進行途上における工事契約内容の変更や、悪天候による施工の遅延等の工事の進捗状況に伴い工事原価に変更が生じる可能性があることから、その見積額を必要に応じてその都度見直しております。

追加の工事原価の発生や契約金額の変更等により当初見積りの修正が発生する可能性があり、連結計算書類上で認識する売上高に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生への拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®) 」(以下、「本プラン」といいます。)を導入していましたが、2022年3月をもって終了しております。なお、信託終了時に借入債務を完済しており、当社による保証債務の履行はありません。

(1) 取引の概要

本プランは、「ナガワ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「ナガワ従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上してはいたしましたが、当連結会計年度においてすべて売却しているため、信託に残存する自社の株式はありません。

自己株式の帳簿価額及び株式数

当連結会計年度 一百万円 一千株

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度 一百万円

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

27,244百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,357千株	－千株	－千株	16,357千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2021年6月23日開催の第57期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 938百万円
- ・1株当たり配当額 60円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月24日

(注) 配当金の総額には「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の従持信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年6月21日開催予定の第58期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 1,021百万円
- ・1株当たり配当額 65円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月22日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達する方針としております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、翌月20日の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業業務管理規程に従い、営業債権について、各事業所及び営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の営業業務管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、有価証券運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
売掛金	4,861百万円	4,861百万円	－百万円
有価証券及び投資有価証券	11,924	11,924	－
資産計	16,786	16,786	－

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形」、「電子記録債権」及び「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	54百万円

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,794百万円	－百万円	－百万円	－百万円
受取手形	1,430	－	－	－
電子記録債権	1,655	－	－	－
売掛金	4,332	355	173	－
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	－	－	－	－
(2) 社債	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 国債・地方債等	4	5	－	－
(2) 債券（社債）	－	－	－	1,141
(3) その他	－	－	－	－
合計	20,216	360	173	1,141

(注) 金融商品会計に関する実務指針第83号の規定により満期保有目的の債券はその他有価証券に振替えております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	9,570百万円	－百万円	－百万円	9,570百万円
国債	9	－	－	9
社債	－	2,344	－	2,344
資産計	9,580	2,344	－	11,924

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	－百万円	4,861百万円	－百万円	4,861百万円
資産計	－	4,861	－	4,861

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債及び社債は相場価格を用いております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

該当する資産の耐用年数を使用見込期間と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△25百万円
その他増減額（△は減少）	－百万円
期末残高	56百万円

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、会社計算規則第110条第1項の規定により記載を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			合計
	ユニット ハウス事業	モジュール・ システム建築 事業	建設機械 レンタル事業	
一時点で移転される財	11,034百万円	1,087百万円	379百万円	12,500百万円
一定の期間にわたり移転される財	174	3,129	－	3,303
顧客との契約から生じる収益	11,208	4,216	379	15,804
その他の収益	13,986	4	791	14,782
外部顧客への売上高	25,194	4,221	1,170	30,587

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づき認識したレンタル収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 「(4) 会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類作成のための重要な事項 イ. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は136百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,244円32銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 192円51銭

(注) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®) の従持信託が保有していた当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度 52千株)

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ハ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品・製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）及び貸与資産のうち貸与ハウス並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

貸与資産	5～7年
建物	15～38年

② 無形固定資産及び長期前払費用（リース資産及びのれんを除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

③ 少額減価償却資産（リース資産を除く）

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき費用を見積り計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、発生した期に一括して費用として処理しております。

数理計算上の差異は、発生した期に一括して費用として処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

⑤ 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ユニットハウス事業及びモジュール・システム建築事業

ユニットハウス事業においては、ユニットハウスの製造・販売・レンタル及びこれらに付帯する事務用機器・備品・電気製品の販売・レンタルを行っており、モジュール・システム建築事業においては、モジュール建築、システム建築の施工・販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。また、期間のごく短い工事及び一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。

- ② 建設機械レンタル事業 建設機械レンタル事業においては、建設機械の販売・レンタルを行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、個々の投資案件ごとに投資効果の発現する期間を見積り、計上後5年以内の期間で均等償却しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度の期首より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、期間のごく短い工事及び一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益に係る見積りに関する注記については、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表「5. 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 27,214百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| ① 短期金銭債権 | 1百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 4百万円 |

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|-------|
| ① 売上高 | 4百万円 |
| ② 仕入高 | 15百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 1百万円 |

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（注）	772千株	60千株	199千株	634千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加60千株は、取締役会の決議による自己株式の取得による増加55千株、譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の無償取得による増加4千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少199千株は、第三者割当による自己株式の処分による減少132千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少6千株、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」の従持信託による当社株式のナガワ従業員持株会への売却による減少4千株、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」に係る信託期間終了による従持信託の所有する当社株式の売却による減少55千株であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	77百万円
未払事業税	50百万円
未払社会保険料	12百万円
有価証券評価損	269百万円
貸倒引当金	39百万円
未払役員退職慰労金	7百万円
会員権評価損	0百万円
資産除去債務	17百万円
減損損失	23百万円
株式報酬費用	17百万円
その他	45百万円
計	<u>561百万円</u>

繰延税金負債

前払年金費用	△23百万円
その他有価証券評価差額	△130百万円
資産除去費用	△1百万円
計	<u>△155百万円</u>

繰延税金資産の純額

405百万円

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
主に営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
該当する資産の耐用年数を使用見込期間と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
- | | |
|-----------------|--------|
| 期首残高 | 81百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | －百万円 |
| 時の経過による調整額 | 0百万円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △25百万円 |
| その他増減額 (△は減少) | －百万円 |
| 期末残高 | 56百万円 |

11. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
子会社	NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.	27	一般建築の設計・施工及び仮設ユニットハウスの生産・販売	所有直接 49.0	役員の兼任資金の貸付	運転資金の貸付	50	関係会社長期貸付金	205
						利息の受取	1	－	－
関連会社	株式会社 ホクイ	19	運送取扱業及び石油製品の販売・設備工事等	所有直接 47.4	燃料の購入役員の兼任	敷鉄板等のレンタル	4	売掛金	0
						ガソリン・軽油等の購入	15	買掛金	4

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針
- (1) 工事の外注については、当社と関連を有しない他社との取引と同様に見積に基づき交渉のうえ決定しております。
- (2) 上記(1)を除き、いずれの取引も当社と関連を有しない他社との取引と同様の条件によっております。
2. 子会社の貸付については、以下のとおり、引当金を計上しております。
貸倒引当金繰入額62百万円、貸倒引当金残高126百万円

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,252円41銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 194円74銭

(注) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®) の従持信託が保有していた当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度 52千株)

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。